

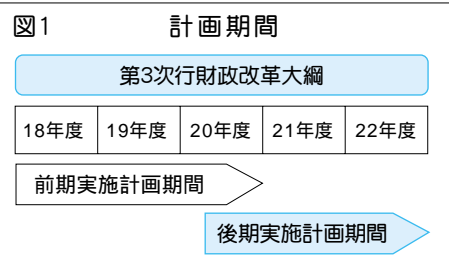
# 平成20年度 行財政改革の 取り組み(報告)

市では、現在、平成18〜22年度までの5年を計画期間とする第3次行財政改革に取り組みを進めています。(図1参照)

20年度は、19年度から継続して事業点検に取り組み、その結果を21年度予算及び20年11月に策定した第3次行財政改革大綱・後期実施計画に反映しました。その取り組みの内容についてお知らせします。

## 事業点検の 取り組み

19年度及び20年度は、厳しい財政状況のなか、限られた経営資源を活用してそこから最大のサービス価値を生み出すことを目的に、従来の事務事業評価を改善した事業点検の取り組みを実施しました。事業点検では、486の事務事業一つ一つを対象に、今後の経営資源の割り振り方向と方向性を全庁的に判断しました。



その結果、何らかの適正化、縮小又は廃止に方向づけられた事業については、第3次行財政改革大綱・後期実施計画の実施項目として掲げ、見直しを進めています。また、その中でも緊急に適正化すべき項目については、21年度予算に反映しました。

具体的な項目としては、その族昆虫駆除事業の委託廃止や樹林・樹木保護事業の補助対象の見直し等について、21年度から見直しを行いました。

また、補助金や表彰、記念品等、組織を横断する項目についても見直しを行い、予算に反映しています。

## 歳出抑制

### 職員数の適正化

事務事業の見直し、民間委託の推進、嘱託職員・再任用職員等の活用により、20年度は50人の削減を行いました。21年度からは、電話交換、粗大ごみ収集、市民課窓口の一部、小学校給食調理(1校)の業務を新たに民間委託しました。

業務の責任の所在や市民サービスの維持・向上といった点を考慮しながら、今後も職員数の適正化に努めていきます。

職員数の適正化は、民間委託の推進、嘱託職員・再任用職員等の活用により、20年度は50人の削減を行いました。21年度からは、電話交換、粗大ごみ収集、市民課窓口の一部、小学校給食調理(1校)の業務を新たに民間委託しました。

業務の責任の所在や市民サービスの維持・向上といった点を考慮しながら、今後も職員数の適正化に努めていきます。

職員数の適正化は、民間委託の推進、嘱託職員・再任用職員等の活用により、20年度は50人の削減を行いました。21年度からは、電話交換、粗大ごみ収集、市民課窓口の一部、小学校給食調理(1校)の業務を新たに民間委託しました。

業務の責任の所在や市民サービスの維持・向上といった点を考慮しながら、今後も職員数の適正化に努めていきます。

職員数の適正化は、民間委託の推進、嘱託職員・再任用職員等の活用により、20年度は50人の削減を行いました。21年度からは、電話交換、粗大ごみ収集、市民課窓口の一部、小学校給食調理(1校)の業務を新たに民間委託しました。

業務の責任の所在や市民サービスの維持・向上といった点を考慮しながら、今後も職員数の適正化に努めていきます。

職員数の適正化は、民間委託の推進、嘱託職員・再任用職員等の活用により、20年度は50人の削減を行いました。21年度からは、電話交換、粗大ごみ収集、市民課窓口の一部、小学校給食調理(1校)の業務を新たに民間委託しました。

業務の責任の所在や市民サービスの維持・向上といった点を考慮しながら、今後も職員数の適正化に努めていきます。

表1 平成20年度 行革効果額

| 項目                        | 効果額      |
|---------------------------|----------|
| 職員数の適正化<br>給与制度・諸手当制度の適正化 | 7億61百万円  |
| 歳出抑制                      |          |
| 事務事業の見直し                  | 1億99百万円  |
| 歳出計                       | 9億60百万円  |
| 歳入対策                      |          |
| 交付金の確保                    | 42百万円    |
| 市有地の売却                    | 40百万円    |
| 歳入計                       | 82百万円    |
| 20年度行革効果額(半年度)            | 10億42百万円 |

効果額は20年度決算見込み又は21年度予算に反映された額です。(決算確定後、変動する場合があります。)

性、納得性のある給与制度を構築するとともに、職員がより意欲的に業務に取り組める仕組みを構築し、市民サービスの向上に努めていきます。また、諸手当制度についても、国が定めた支給基準に合わせる形で地域手当の支給率を引き下げる等、社会情勢や国・都の動向、市の厳しい財政実態を踏まえた見直しを行いました。

これら職員定数の適正化、及び給与制度・諸手当制度の適正化(職員1人当たり平均6・7%減)により、7億6千1百万円の削減効果となりました。

事業点検の取り組みの結果、個々の事業の見直しにより8千3百万円、補助金の見直しや記念品の見直し等、組織を横断する項目の見直しにより6千5百万円の削減効果となりました。また、各所管の事務事業の見直し努力により、5千1百万円の削減効果も得られました。

これらの事務事業の見直しによる削減効果は、合わせて1億9千9百万円となりました。

事業点検の見直しは、民間委託の推進、嘱託職員・再任用職員等の活用により、20年度は50人の削減を行いました。21年度からは、電話交換、粗大ごみ収集、市民課窓口の一部、小学校給食調理(1校)の業務を新たに民間委託しました。

業務の責任の所在や市民サービスの維持・向上といった点を考慮しながら、今後も職員数の適正化に努めていきます。

職員数の適正化は、民間委託の推進、嘱託職員・再任用職員等の活用により、20年度は50人の削減を行いました。21年度からは、電話交換、粗大ごみ収集、市民課窓口の一部、小学校給食調理(1校)の業務を新たに民間委託しました。

業務の責任の所在や市民サービスの維持・向上といった点を考慮しながら、今後も職員数の適正化に努めていきます。

職員数の適正化は、民間委託の推進、嘱託職員・再任用職員等の活用により、20年度は50人の削減を行いました。21年度からは、電話交換、粗大ごみ収集、市民課窓口の一部、小学校給食調理(1校)の業務を新たに民間委託しました。

業務の責任の所在や市民サービスの維持・向上といった点を考慮しながら、今後も職員数の適正化に努めていきます。

職員数の適正化は、民間委託の推進、嘱託職員・再任用職員等の活用により、20年度は50人の削減を行いました。21年度からは、電話交換、粗大ごみ収集、市民課窓口の一部、小学校給食調理(1校)の業務を新たに民間委託しました。

業務の責任の所在や市民サービスの維持・向上といった点を考慮しながら、今後も職員数の適正化に努めていきます。

職員数の適正化は、民間委託の推進、嘱託職員・再任用職員等の活用により、20年度は50人の削減を行いました。21年度からは、電話交換、粗大ごみ収集、市民課窓口の一部、小学校給食調理(1校)の業務を新たに民間委託しました。

業務の責任の所在や市民サービスの維持・向上といった点を考慮しながら、今後も職員数の適正化に努めていきます。

職員数の適正化は、民間委託の推進、嘱託職員・再任用職員等の活用により、20年度は50人の削減を行いました。21年度からは、電話交換、粗大ごみ収集、市民課窓口の一部、小学校給食調理(1校)の業務を新たに民間委託しました。

業務の責任の所在や市民サービスの維持・向上といった点を考慮しながら、今後も職員数の適正化に努めていきます。

職員数の適正化は、民間委託の推進、嘱託職員・再任用職員等の活用により、20年度は50人の削減を行いました。21年度からは、電話交換、粗大ごみ収集、市民課窓口の一部、小学校給食調理(1校)の業務を新たに民間委託しました。

平成20年度の  
行革効果額

以上の取り組みにより、平成20年度(半年度)の行革効果額は、歳出抑制が9億6千万円、歳入対策が8千2百万円で、合計10億4千2百万円となりました(表1参照)。また、第3次行財政改革大綱の計画期間中の累積効果額(18〜20年度の3年間)は、36億7千万円となっています。

市では、引き続き、第3次行財政改革大綱・後期実施計画に取り組みを進めます。市民の皆さんのご理解とご協力をお願いします。

★本文中の金額は、20年度に行革に取り組んだ結果として、20年度決算見込み又は21年度予算に反映された額です。

経営政策部行政  
経営課

お問い合わせ

お問い合わせ

お問い合わせ

お問い合わせ

お問い合わせ

お問い合わせ

お問い合わせ

お問い合わせ

お問い合わせ

お問い合わせ

お問い合わせ

お問い合わせ

65歳以上のかたへ  
介護保険料額決定通知書・納入通知書を  
7月上旬にお送りします

65歳以上のかた(第1号被保険者)へ、平成21年度の「介護保険料額決定通知書・納入通知書」を7月上旬にお送りします。

また、市報4月15日号でお知らせしましたとおり、21年度から保険料額を改定しました。介護保険料額は、介護を必要としているかたを社会全体で支えようという理念に基づく社会保険制度です。その主旨をご理解いただき、保険料の納付をお願いします。

納付が遅れると  
保険給付が制限されます

通知書に書かれている納期限までに介護保険料を納めることができません。滞納が一定期間以上になると、保険給付で制限を受けることになり、介護サービスを利用した際の自己負担が重くなります。

納付が困難な場合は、分割

納付が困難な場合は、分割

納付が困難な場合は、分割

納付が困難な場合は、分割

納付が困難な場合は、分割

納付が困難な場合は、分割

納付が困難な場合は、分割

納付が困難な場合は、分割

納付が困難な場合は、分割

納付が困難な場合は、分割

納付が困難な場合は、分割

納付が困難な場合は、分割

介護保険料の減免制度

市では、次のかたを対象に介護保険料の減免制度を設けています。申請する時期によって減免額が異なりますので、該当されるかたは早めに申請してください。

対象 次の①〜⑥の全てに該当するかた

①保険料段階が第1段階で、生活保護を受給していないかた(世帯全員が市・都民税非課税で、老齢福祉年金を受給しているかた)

②世帯全員の平成20年の収入合計額が150万円以下のかた

③市・都民税が課税されているかたに扶養されていないかた

④市・都民税が課税されているかたと生計を共にしていないかた

⑤世帯全員が居住用以外に土地や家屋等の財産を所有していないかた

⑥世帯全員の預貯金の合計額が120万円以下のかた

申請時期と減免額

○7月31日(金)まで1年間保険料の2分の1

○8月3日(月)以降1申請時点まで未到来の分の保険料の2分の1(納付された保険料は除く)

申請方法 印鑑、年金源泉徴収票、確定申告書又は市・都民税申告書の写し、預貯金通帳を持参し、直接高齢介護課(いきいきプラザ1階)へ

※代理申請も可

★その他にも、火災等の災害などで一時的に保険料の納付が困難になった場合に、申請していただくと、審査のうえ保険料が減免される場合があります。詳細はお問い合わせください。

お問い合わせ 健康福祉部高齢介護課

お問い合わせ

住所や世帯に変更があるときは  
「届出」が必要です

市では、市民の皆さんから届出いただく氏名・生年月日・性別・住所等を「住民基本台帳(住民票)」に記録し、それを基にさまざまな行政サービスを行っています。

住民基本台帳は、市民の皆さんの居住関係を公証し、選挙人名簿の登録や就学・国民健康保険・国民年金の資格など、行政全般に渡るサービスの基本となります。

住所や世帯に変更があるときは、必ず期間内に届出を行ってください。

主な届出の種類と届出期間

転入届 市外から引っ越しをしてきたとき

転出届 市外へ引っ越しをするとき

転居届 市内で引っ越しをしたとき

世帯変更届 世帯主の変更や世帯を分離・合併したとき

届出場所・時間

○市民課(本庁舎1階) 平日の午前8時30分〜午後5時

○地域サービス窓口(場所等詳細はお問い合わせください。)

※月曜日や祝日の翌日は窓口

お問い合わせ

お問い合わせ

お問い合わせ

お問い合わせ

緊急雇用対策事業  
児童館営繕等  
活動支援員  
(臨時職員)の募集

緊急雇用対策事業として、児童館及び児童クラブの簡単な営繕・修理や、館内外の清掃等を行う臨時職員の募集を行います。

業務内容 草刈り、施設の修繕及び清掃等

勤務地 児童館5館・児童クラブ16か所

勤務期間 8月3日(月)〜平成22年3月31日(水)

応募受付 7月6日(月)〜10日(金)の午前8時30分〜午後5時に、直接児童課(いきいきプラザ1階)へ

お問い合わせ 子ども家庭部児童課

お問い合わせ

お問い合わせ

お問い合わせ

お問い合わせ

お問い合わせ

お問い合わせ

お問い合わせ

お問い合わせ

お問い合わせ

お問い合わせ

第48回 市民産業まつり  
「文化・福祉団体」の参加募集

11月7日(土)・8日(日)に開催を予定している「市民産業まつり」に参加を希望する文化・福祉団体を募集します。

対象 市内で活動し、市民産業まつりの趣旨に賛同する団体

募集区画数

○文化団体 8区画

○福祉団体 16区画

※応募者多数の場合は抽選

出店料 1区画5千円

申込み・問い合わせ 7月10日(金)までに、直接市民産業まつり実行委員会事務局(北庁舎1階産業振興課内)へ

お問い合わせ

お問い合わせ

お問い合わせ

お問い合わせ

お問い合わせ

お問い合わせ

お問い合わせ

お問い合わせ

粗大ごみの収集及び動物死体の処理については、「粗大ごみ受付センター」(03306・0912)へ直接ご連絡ください。

## 7月のタウンミーティング 「市民と市長の対話集会」②

当市の活力と魅力あるまちづくりについて、ご意見・ご提案をお待ちしています。申込み不要、直接会場へ

| 日時                   | 場所                           |
|----------------------|------------------------------|
| 7月18日(土)<br>午前10時〜正午 | 秋水園ふれあいセンター<br>(秋津町 4-24-12) |

手話通訳が必要な場合は、7月10日(金)までにファクスで企画政策課(FAX393-6846)へ

問い合わせ 経営政策部企画政策課